

情報セキュリティ基本方針

当機構は法令に基づく経済産業大臣からの指定法人として、需要開拓支援法人の業務を行うとともに、基金設置法人として指定を受け、各種の補助金を基金化した上で、資金管理・運用を担当するとともに、事務局を務める法人等の指導・監督などをおこなっています。

このため、当機構の保有する情報資産については、高度な倫理観・価値観に基づき、セキュリティが維持・向上されなければならないものと認識しております。

お客様との関係において、セキュリティ事件が発生した場合の営業機会の損失は甚だしいものになることは想像に難く、そのために、当機構は、情報やコンピュータ及びネットワーク等の情報システム（以下、情報資産）を第4の資産と位置付ける。よって、当機構は、情報資産を重要な資産とし、保護・管理しなければなりません。

そこで当機構では、情報資産を保護する「情報セキュリティマネジメント」を実施するために、『情報セキュリティポリシー』を策定しました。

『情報セキュリティポリシー』は、当機構の情報資産を、故意や偶然という区別に関係なく、改ざん、破壊、漏洩等から保護されるような管理策をまとめた文書であります。

当機構の役員、職員、契約職員、非常勤嘱託職員及びその他当機構との間に委任契約又は雇用契約が成立した者（労働者派遣契約その他の契約に基づき当機構の業務に従事する他の事業者の従業員を含む。）は、当機構の設立目的を理解し、その社会的責任の重さと期待される役割を十分認識し、情報セキュリティの重要性を十分に認知し、この『情報セキュリティポリシー』遵守しなければなりません。そして、業務上取り扱う顧客、取引先等の情報資産及びこの法人の情報資産を各種の脅威から適切に保護することにより、当機構の事業活動を正常かつ円滑に行うため、当機構は情報セキュリティに対する取組の強化に努めてまいります。

制定 令和2年3月25日

改定 令和6年4月1日